

概要

- 1) 国土交通省においては、土木工事共通仕様書を概ね2年に1回定期的に改訂しており、今回は時点改訂要素である、
 - ①工事工種体系との整合による改訂
 - ②技術基準の改定に伴う対応
 - ③一般化している規定の仕様書への掲載に加え、
 - ④発注者の監督・検査及び請負業者の業務の合理化を図ることを目的とした工事書類の簡素化への対応
 - ⑤重複して記載している条文を統合することで、使いやすさに配慮した共通仕様書のスリム化などについて改訂されたところです。

- 2) これらを踏まえ、中部地方整備局では、独自制定している「土木工事特記仕様書」の改訂を行いました。

今回の主な改訂内容は、土木工事共通仕様書のスリム化等にならったほか、最新の中部地方整備局運用として、

 - ① 設計変更等の手続きに関して、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」(国土交通省中部地方整備局)及び「工事一時中止に係わるガイドライン(案)」(国土交通省)によることを明記。
 - ② 工事監理連絡会については、必要な時期に開催することを明記。
 - ③ 新技術(NETIS)の活用等に関しては、施工者希望型による施工時の活用効果調査票を添付するなどの手続きを明確化。
 - ④ 施工の安全性については、厚生労働省令の改正に伴う手すり先行工法等に関するガイドラインの採用。といった内容を取り入れた編集としています。

- 3) なお、土木工事特記仕様書の改訂内容については、中部地方整備局ホームページ(<http://www.cbr.mlit.go.jp>) 中部地方整備局ホームページ → 企業と自治体 → 建設関係情報 → 建設技術に関するページ → 国土交通省「土木工事共通仕様書」および中部地方整備局土木工事特記仕様書について(平成21年度改訂版) で御覧下さい。